大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

目次

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　介護予防訪問介護相当サービス

第１節　基本方針（第４条）

第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）

第３節　設備に関する基準（第７条）

第４節　運営に関する基準（第８条－第３９条）

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　（第３９条の２－第３９条の４）

第３章　訪問型サービスＡ

第１節　基本方針（第４０条）

第２節　人員に関する基準（第４１条・第４２条）

第３節　設備に関する基準（第４３条）

第４節　運営に関する基準（第４４条・第４５条）

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第４５条の２）
第４章　介護予防通所介護相当サービス
第１節　基本方針（第４６条）
第２節　人員に関する基準（第４７条・第４８条）
第３節　設備に関する基準（第４９条）
第４節　運営に関する基準（第５０条－第５８条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第５８条の２－第５８条の５）
第５章　通所型サービスＡ
第１節　基本方針（第５９条）
第２節　人員に関する基準（第６０条・第６１条）
第３節　設備に関する基準（第６２条）
第４節　運営に関する基準（第６３条・第６４条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第６５条）
第６章　雑則（第６６条・第６７条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）第１４０条の６３の６の規定に基づき、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　指定事業者　法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者をいう。

⑵　介護予防訪問介護相当サービス　大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２９年２月１日施行。以下「実施要綱」という。）第２条第１号ア(ア)に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。

⑶　訪問型サービスＡ　実施要綱第２条第１号ア(イ)に規定する訪問型サー

ビスＡをいう。

⑷　介護予防通所介護相当サービス　実施要綱第２条第１号イ(ア)に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。

⑸　通所型サービスＡ　実施要綱第２条第１号イ(イ)に規定する通所型サービスＡをいう。

⑹　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（一般原則）

第３条　指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２章　介護予防訪問介護相当サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第４条　介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第５条　介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防訪

問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３条第１項に定める者をいう。以下この節から第５節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で２．５以上とする。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年大分市条例第６１号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第５条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は次の各号に掲げる者であって、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年大分市条例第６２号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第４９条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができるものとする。

⑴　介護福祉士

⑵　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第２号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

⑶　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第２５号）による改正前の省令第２２条の２３第１項に規定する介護職員基礎研修

課程又は１級課程を修了した者

５　介護予防訪問介護相当サービスに係る訪問介護員等の員数については、第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第６条第１項から第５項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな

い。ただし、介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第７条　介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第８条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２６

条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又

はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の電子情報処理組織とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者

が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、

当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業（法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）又は第１号介護予防支援事業者（第１号介護予防支援事業（実施要綱第２条第１号ウに規定する第１号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１１条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定及び実施要綱第５条第１項の規定による事業対象者であることの確認（以下「確認」という。）の有無並びに要支援認定及び確認の有効期間を確かめるものとする。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第１２条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は確認を受けていない利用申込者については、要支援認定又は確認の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業又は第１号介護予防支援事業による支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定又は確認の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定又は確認の有効期間が終了する３０日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１３条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年大分市条例第３５号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第３４条第９号に規定するサービス担当者会議又はこれに相当する会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（第１号介護予防支援事業者等との連携）

第１４条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者、第１号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「第１号介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費の支給を受けるための援助）

第１５条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者に係る法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画又は第１号介護予防支援事業により利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）が作成されていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第１号事業支給費（法第１１５条の４５の３第２項に規定する第１号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第１６条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画等の変更の援助）

第１７条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス

を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第２０条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第１１５条の４５の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費に係る第１号事業（法第１１５条の４５第１項第１号に規定する第１号事業をいう。）をいう。以下同じ。）に該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る第１号事業費用基準額（実施要綱第７条第１号に規定する市長が別に定める額をいう。以下同じ。）から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービスに係る第１号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（第１号事業支給費の請求のための証明書の交付）

第２１条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２２条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせては

ならない。

（利用者に関する市への通知）

第２３条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって第１号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第２４条　訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第２５条　介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

⑵の２　第１号介護予防支援事業者等に対し、介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を提供すること。

⑶　サービス担当者会議への出席等第１号介護予防支援事業者等との連携に関すること。

⑷　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑸　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑹　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑺　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑻　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第２６条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　苦情処理に関する事項

⑻　虐待防止に関する事項

⑼　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第２７条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第２８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。

４　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サ

ービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２８条の２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第２９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第３０条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第２６条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３１条　介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３２条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第３２条の２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業を行う事業所若しくは第１号介護予防支援事業を行う事業所の職員又は法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他不当な働きかけを行ってはならない。

（第１号介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第３３条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者若し

くは第１号介護予防支援事業者又はそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３４条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第１１５条の４５の７第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は市の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、

前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第３５条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第３６条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る第１号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際

して採った処置について記録しなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第３６条の２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

⑵　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第３７条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第３８条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該介護予防訪問介護相当サービスを提供した日をいう。）から５年間保存しなければならない。

⑴　介護予防訪問介護相当サービス計画

⑵　第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第２３条に規定する市への通知に係る記録

⑷　第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（暴力団員等の排除）

第３９条　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その運営について、大分市暴力団排除条例（平成２３年大分市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第６条第１号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針）

第３９条の２　介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針）

第３９条の３　訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成する

ための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

⑶　介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑾　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第３９条の４　介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第３４条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

⑵　介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第３章　訪問型サービスＡ

第１節　基本方針

（基本方針）

第４０条　訪問型サービスＡの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくはこれに準ずる状態の維持若しくは改善を図り、又は要

介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じて生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第４１条　訪問型サービスＡの事業を行う者（以下「訪問型サービスＡ事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスＡ事業所」という。）ごとに置くべき訪問事業従事者（訪問型サービスＡの提供に当たる介護福祉士、政令第３条第１項に定める者又は市長が指定する研修を受講した者をいう。次項において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

２　訪問型サービスＡ事業者は、訪問型サービスＡ事業所ごとに、訪問事業従事者のうち、利用者（当該訪問型サービスＡ事業者が介護予防訪問介護相当サービス事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスＡの事業と介護予防訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所にお

ける訪問型サービスＡ、介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項の訪問事業責任者は、専ら訪問型サービスＡに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスＡの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

５　訪問型サービスＡ事業者が介護予防訪問介護相当サービス事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスＡの事業と介護予防訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第５条第１項から第５項までに規定する人員に関する基準又は指定居宅サービス等基準条例第６条第１項から第５項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第４２条　第６条の規定は、訪問型サービスＡの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第４３条　第７条第１項の規定は、訪問型サービスＡの事業について準用する。

２　訪問型サービスＡ事業者が介護予防訪問介護相当サービス事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスＡの事業と介護予防訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第７条第１項に規定する設備に関する基準又は指定居宅サービス等基準条例第８条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第４４条　訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスＡ計画を作成するものとする。

（準用）

第４５条　第８条から第３９条までの規定（第２７条を除く。）は、訪問型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項、第１８条、第２２条、第２４条、第２５条第３項第５号から第７号までの規定、第２８条、第２８条の２第２項、第２９条第１項及び第３項、第３０条並びに第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問事業従事者」と、第２５条第３項中「サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者（第４１条第２項に規定する訪問事業責任者」と、「訪問介護員等（サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業従事者（訪問事業責任者」と、第３８条第２項第１号中「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスＡ計画（第４４条の規定により訪問型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。

第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第４５条の２　第３９条の２から第３９条の４までの規定は、訪問型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第３９条の３中「訪問介護員等」とあるのは「訪問事業従事者」と、「第４条」とあるのは「第４０条」と、「前条」

とあるのは「第４５条の２において準用する第３９条の２」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスＡ計画」と読み替えるものとする。

第４章　介護予防通所介護相当サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第４６条　介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第４７条　介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のと

おりとする。

⑴　生活相談員　介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第１０１条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第１００条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第５節までにおいて同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以

上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１０１条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第４８条　第６条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第４９条　介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮さ

れていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第１０３条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料の受領）

第５０条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第１号事業費用基準額から当該介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービスに係る第１号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　食事の提供に要する費用

⑶　おむつ代

⑷　前３号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第２号に掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

５　介護予防通所介護相当サービス事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第５１条　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第５２条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　介護予防通所介護相当サービスの利用定員

⑸　介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　苦情処理に関する事項

⑾　虐待防止に関する事項

⑿　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第５３条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関

する研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護従業者 （看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第５４条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第５５条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、災害の態様ごとに具体的

計画を立てるとともに、非常災害時における関係機関への通報及び当該機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　前項の具体的計画並びに通報及び連携の体制は、事業所内に掲示するとともに、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

４　介護予防通所介護相当サービス事業者は、地域の自主防災組織、近隣住民等と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めなければならない。

５　介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時に他の事業所等からの職員の派遣、他の施設の利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

（衛生管理等）

第５６条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サー

ビス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護従業者 に周知徹底を図ること。

⑵当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（記録の整備）

第５７条　介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該介護予防通所介護相当サービスを提供した日をいう。）から５年間保存し

なければならない。

⑴　介護予防通所介護相当サービス計画

⑵　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２３条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３４条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（地域との連携等）

第５７条の２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（準用）

第５８条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第２８条の２、第３０条から第３４条まで、第３６条、第３７条及び第３９条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第２４条及び第２８条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第３０条第１項中「第２６条」とあるのは「第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針）

第５８条の２　介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資する

よう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針）

第５８条の３　介護予防通所介護相当サービスの方針は、第４６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

⑶　介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防訪通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防

通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑾　介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第５８条の４　介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所介護相

当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること、

⑵　介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

⑶　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること

。

（安全管理体制等の確保）

第５８条の５　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第５章　通所型サービスＡ

第１節　基本方針

（基本方針）

第５９条　通所型サービスＡの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じて必要な支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第６０条　通所型サービスＡの事業を行う者（以下「通所型サービスＡ事業者」

という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスＡ事業所」という。）ごとに置くべき通所事業従事者の員数は、通所型サービスＡの単位ごとに、通所型サービスＡを提供している時間帯に通所事業従事者（専ら通所型サービスＡの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスＡを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該通所型サービスＡ事業者が指定通所介護事業者又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスＡの事業と指定通所介護の事業又は介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスＡ、指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数に応じて必要と認められる数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

２　通所型サービスＡ事業者は、通所型サービスＡの単位ごとに、前項の通所事業従事者を、常時１人以上当該通所型サービスＡに従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、通所事業従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスＡの単位の通所事業従事者として従事することができるものとする。

４　前各項の通所型サービスＡの単位は、通所型サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（準用）

第６１条　第６条の規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第６２条　通所型サービスＡ事業所は、通所型サービスＡの提供に必要な場所を有するほか、その提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する通所型サービスＡの提供に必要な場所の面積は、３平方メートルに利用定員（当該通所型サービスＡ事業所において同時に通所型サービスＡの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とする。

第４節　運営に関する基準

（個別計画の作成）

第６３条　通所型サービスＡ事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生

活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスＡの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスＡ計画を作成するものとする。

（準用）

第６４条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第２８条の２、第３０条から第３４条まで、第３６条、第３７条、第３９条、第５０条から第５７条の２までの規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第２４条及び第２８条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第３０条第１項中「第２６条」とあるのは「第６４条において準用する第５２条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第３６条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「通所事業従事者」と、第５７条第２項第１号中「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスＡ計画（第６３条の規定により通所型サービスＡ計画を作成した場合に限る。）」と読み替えるものとする。

第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第６５条　第５８条の２から第５８条の５までの規定は、通所型サービスＡの事業について準用する。この場合において、第５８条の３中「第４６条」とあるのは「第５９条」と、「前条」とあるのは「第６５条において準用する第５８条の２」と、「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスＡ計画」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第６６条　指定事業者及び介護予防訪問介護相当 サービス等の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）及び第１９条（第４８条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定事業者及び介護予防訪問介護相当サービス等の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（補則）

第６７条　この要綱に定めるもののほか、介護予防訪問介護相当サービス等の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年２月３日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者である者に係る改正前の大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第５条第４項第４号の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、この要綱による改正後の大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「新要綱」という。）第３条第３項及び第３６条の２（新要綱第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、新要綱第２８条の２（新要綱第４５条、第５８条及び第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月３１日までの間、第２９条第３項（新要綱第４５条及び第６４条において準用する場合を含む。）及び第５６条第２項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月３１日までの間、新要綱第５３条第３項（新要綱第６４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。